

令和6年5月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年5月8日(水) 午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 江里口勇
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

第6号議案 小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆

副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきます。 本日は令和6年5月の農業委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして、江里口会長から御挨拶のほうをお願いいたします。 今日は皆さんお疲れさまでございます。 麦のほうもいよいよ麦秋の時期を迎えます。ビール麦等はまだ刈ってあるところがあるんじゃないかと思います。これから忙しくなりますので、皆さん方も機械等を使われるときには注意をして使っていただきたいと思います。 いよいよ農業委員会のほうも地域計画策定に向けた活動を進めています。10年後という日程もなかなか将来のことは、あしたのことも分からないような状況でございますけれども、やはり地域の今後の農業の方策についても計画を進めますので、十分検討しながら進めていただきたいと思います。
事務局	今日は1号議案から6号議案までございます。 それでは、本日の農業委員会を開会いたします。よろしくお願いします。 ありがとうございました。 本日は委員の皆さん全員御出席でございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告させていただきます。 それから、お知らせになるんですけれども、先日郵便で議案書のほうをお送りさせていただきましたけれども、ちょっと内容に修正がありました。 テーブルのほうに置いておりましたけれども、1ページと4ページ、22ページ及び32ページは全て議案書のほうになるんですが、一部修正がございましたので、修正したものをお渡ししております。すみません、御確認をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。
議 長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長のほうをお願いいたします。 それでは、ただいまから令和6年5月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 8番釘本委員、9番大屋委員をお願いいたします。 また、議案に対し質疑がある委員は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページのほうをお開きください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件となっております。 申請番号1について説明をいたします。 議案の資料のほうは1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は芦刈町三条にある農地で、申請理由は贈与となっております。説明は以上です。

議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号 2 について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号 2 について説明をいたします。 議案資料のほうは 5 ページからとなっております。 (第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請、申請番号 2 について事務局より説明) この案件の場所は三日月町西分地区の高速道路から北側のほうにありまして、申請理由は規模拡大、所有権移転ということでございます。
議 長	以上になります。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 2 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号 2 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号 3 について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号 3 番について説明します。 議案資料は 9 ページからになります。 (第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請、申請番号 3 について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城町大江地区の晴気川西のほうにある農地で、申請理由としては規模拡大でございます。
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 3 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号 3 は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第 2 号議案 農地法第 4 条による許可申請についてを議題とします。 申請番号 1 について事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は 2 ページのほうを御覧ください。 本日の農地法第 4 条の許可申請の審議件数については 3 件となっております。 申請番号 1 と申請番号 2 については申請者が同じで関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきたいと思っています。 議案の資料が 1 3 ページから 2 7 ページまでというふうになっています。 (第 2 号議案 農地法第 4 条許可申請、申請番号 1 ・ 2 について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城町下久須の下久須橋のすぐそばにある農地で、転用目的につきましては営農型太陽光発電設備の一時転用申請でございます。 申請地につきましては令和 4 年 8 月に一時転用の許可を県知事から受けられておりまして、一時転用の期間延長のための再申請となっております。

	申請番号1番、2番ともに農地の一部に太陽光発電設備を設置されており、その下でシイタケを栽培されており、今回からミョウガの栽培も始められております。 被害防除対策ですが、太陽光パネル設置部分の農地は舗装されておりません。雨水は自然排水であるため、周辺農地への影響はないと考えております。 農地区分と許可基準でございますが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、許可し得るものと判断しております。 説明は以上です。
議 長	この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。
7 番	申請番号1と申請番号2をまとめて報告してください。 農地法第4条申請事前調査事項。 調査事項に関しては、申請者、申請農地、転用目的、先ほど事務局のほうから説明があったとおりでございます。 申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。 計画面積の検討について、土地の利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。 実現確実性の判定について、地元事業計画を説明され、申請目的どおり転用されることは確実である。ただし、地元の住民から不満の声を耳にしたことがあります。 被害防除施設及び用排水の検討について、防護柵を設け、排水は地下浸透で影響は少ないと思われる。 その他の事項については、令和6年4月25日に確認しています。 令和6年5月8日、農業委員、江頭和夫。どうぞよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1及び申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1及び申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3につきまして説明をいたします。 議案資料は28ページからとなります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所につきましては三日月町今市の信号から北へ約500メートルにある農地で、転用目的は営農型太陽光発電設備の一時転用でございます。 申請地は令和4年8月に一時転用の許可を県知事から受けられておりまして、一時転用の期間延長のための再申請でございます。 農地の全面に太陽光発電設備を設置し、その下で大豆を栽培されております。 被害防除対策ですが、太陽光パネル設置部分の農地は舗装されておらず、雨水は自然排水であるため、周辺農地への影響はないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供す

	るために行うものであり、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。
議 長	この案件については6 番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。
6 番	農地法第4 条事前調査事項。 申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地の状況及び周辺の状況から見て適当である。 ロ、計画面積の検討について、計画面積が転用目的を達成するために適当である。 ハ、実現確実性の判定について、申請目的どおりに達成できる。 ニ、被害防除・用排水の検討について、周辺農地への影響は少ない。排水は雨水だけなので、地下浸透のみ。 ホ、その他特記事項について、特にありません。
議 長	高塚です。よろしくお願いします。
3 番	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。
6 番	大豆の作付ということですが、以前もこれは何回か、ずっと更新更新だけ聞くと、作った形跡があるのかなと思って。栽培はちゃんとしてありましたか。
3 番	大豆を作付されてありました。本当にちゃんと。 出荷は現在もあるとやろうか。出荷実績はあるんですか。その前の申請のときも、作ったような作らんような感じさね。要するに、許可ばもらわんばために、まね方だけしたという感じにも受け取れた……
事務局	いや、報告はいただいております。
6 番	今回はちゃんと跡も残ったですもんね。
3 番	ああ、ちゃんとしちやつ。
6 番	それは確認した。2 回目けんが、この頃しとったけんが。
3 番	そこの〇〇さんも一緒やけどね、〇〇さんも原木ば増やしちゃあこっちゃい、今、聞くところによるぎ、ミョウガは栽培しよんさあてやったけん、ちょっと私も何も言わんやったけど、原木も、手に入らんけんていうてずっと延ばし延ばしで、増やしていなかったですもんね。
事務局	今回、私たちも現地に行きましたけれども、ミョウガも実際植えてありました。そこは確認をしております。
議 長	ほかに皆さん方から何かございましたら。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第3 号議案 農地法第5 条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1 について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3 ページのほうを御覧ください。 本日の農地法第5 条の許可申請の審議件数は1 件でございます。 申請番号1 について説明をいたします。 資料のほうが3 8 ページからとなります。

議 長 8 番	(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所についてですが、有明海沿岸道路の西側で芦刈町牛王地区を通る県道江北芦刈線の北にある農地で、転用目的としては特定建築条件付売買予定地でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水をした後に西側及び南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、影響はないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジからおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。 なお、申請地は有明海沿岸道路の芦刈インターチェンジと県道江北芦刈線の接続地点から約200メートルに位置しております。 以上でございます。 この案件については8番釘本委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。 事前調査事項については事務局の説明どおりでございます。 転用目的は特定建築条件付売買予定地となっております。 調査事項として、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であります。 計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できています。 実現現実性の判断については、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実であります。 被害防除施設・用排水の検討について、土留工事が施工されます。雨水は集水後に西側の水路へ排水、し尿及び生活雑排水は上下水道へ排水されます。 その他の特記事項として、農業用の水路の配管は、一応事業者より説明を受けています。配管は堀に沿って、住宅を避けるような感じで新しく造るそうです。 また、工事着工日が、予定では令和6年6月1日となっております。そのときは田植えのために水が必要とされていますが、この地区は今年は減反でもありまして、レンコンなどを作っているところはないと思いますけど、農業排水での配管に接続する作業は1日以内に済ませて、地域の農業者にも説明をするという状況になっております。それで、農業排水などの問題はないと考えます。 以上です。
	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議題とします。 初めに、1、利用権設定について、申請番号1から申請番号143まで一括して事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は4ページから30ページまでを御覧ください。

事務局

議 長	農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が８５筆、利用権の再設定が２６６筆、合計で３５１筆、総面積は７８万８，０４５．０９平米でございます。 今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第２号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。 説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号１から申請番号１４３までについては原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	続いて、２番、所有権移転について事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は３１ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は２件でございます。 まず、申請番号６０１について説明をいたします。 申請番号６０１、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０１は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０２について事務局より説明をお願いします。 申請番号６０２です。（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０２について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０２は原案のとおり承認することに決定しました。
	次に、第５号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。 申請番号１について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局	議案書は３２ページのほうになります。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は２件でございます。 議案の資料のほうにつきましては５２ページからとなります。 申請番号１について説明をいたします。 申請番号１、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号２について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	申請番号２、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号２について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、貸付希望の申出についてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号１番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号２について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	申請番号２番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号２について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり承認することに決定しました。

事務局	次に、第6号議案 小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は33ページからを御覧ください。 第6号議案 小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。 この小城市農業委員会会議規則は、農業委員会の会議に関することが定められておりますけれども、農業委員に欠員が生じた場合の議席の決定方法についての定めがありませんでした。 そこで、議案書の36ページにありますように、一番最後のページになります。欠員補充を行ったときの議席の決定方法について新たに定めるものでございます。
議 長	36ページの左側が現在の議席の決定ですね。「議席は、あらかじめくじで決める。」としか定めがありませんが、改正をした後は、その後に「欠員補充等により新たに就任した委員の議席は、当該委員が最初に参加すべき会議において議長が定める。」ということと、「議席には、番号及び氏名を付けるものとする。」ということ、今回改正することにより追加をしたいと思っています。 以上でございます。 それでは、この小城市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、皆様方の中から何かございましたら意見をよろしくお願いします。 (質疑なし) ないようでしたら、皆様方、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
12番	全員賛成ですので、原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。 農業委員会のほうから今年の3月下旬ぐらいに農業経営意向に関する調査票が農家の皆さんに配付されたと思いますけど、提出期限が今年の4月12日までとなっておりますけど、回収率は大体何%ぐらいまで至っておりますか。
事務局 12番	回収のほうは、4月20日までに出した分で約52%となっております。 今、事務局のほうから52%ということが回答されておりますけど、昨年と今年の比較はですよ、内容が大分変わったんじゃないかなと思っているところでございますので、その比較は大体どのくらいになっておりますか。昨年と今年。
事務局	すみません、令和4年度の集計はパーセントを出しておりませんけれども、江里口委員言われるとおり、今回は経営に対する意向であったりというところがあって、回収率自体は昨年よりも落ちているかと思っております。 ただ、今回出していただいたアンケートの中も2種類あり、10年後の農地の状況とかのところは記入がなかったりとか、そういったものもございまして、実際、返送を受けた分としては52%ですけれども、中身のほうが、記入漏れかあったりとか、そういったのが散見されている状態でございます。
議 長	江里口委員、それでよろしいですか。 ほかに何か皆さん方の中からございましたらよろしくお願いします。 (なし)
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。 次回の日程ですが、今月の農地転用の現地調査は5月27日月曜日、午後1時30分から西館の2階の2-6会議室となっております。 6月の定例農業委員会につきましては、6月5日水曜日、午後1時30分から、

議 長	こちらの大会議室となっております。 以上でございます。 そしたら、皆さん方の中から何か御意見等ございましたらよろしくお願いします。 (なし) ないようでしたら、以上をもちまして5月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。
-----	--

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員